**農業協同組合法第64条の２及び法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告**

　下記に掲げる農業協同組合又は農事組合法人であって、本日現在において、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（令和17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

　なお、当該農業協同組合又は当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農業協同組合又は当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

　令和○○年○○月○○日**（※①）**

○○県知事　○○　○○

　　　　　　　　　　　記

○○○○農業協同組合

　○○県○○郡○○町○○番地

○○○○農業協同組合

　○○県○○郡○○町○○番地

農事組合法人○○○○

　○○県○○郡○○町○○番地

農事組合法人○○○○

　○○県○○郡○○町○○番地

　　　　・

　　　　・

　　　　・

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。